

掛川市条例第17号

掛川市立保育所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月23日

掛川市長

(別紙)

別表（第4条関係）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			保育料の額（月額）			
			3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	標準時間	0円	0円	0円	
		短時間	0円	0円	0円	
第2	市民税非課税世帯（第1階層を除く。）	標準時間	2,000円	1,500円	1,500円	
		短時間	2,000円	1,500円	1,500円	
第3	市民税均等割の課税世帯であって、市民税所得割の額が右の区分に該当する世帯（第1階層を除く。）	48,600円未満	標準時間	10,000円	7,500円	7,500円
			短時間	9,900円	7,400円	7,400円
第4	市民税均等割の課税世帯であって、市民税所得割の額が右の区分に該当する世帯（第1階層を除く。）	48,600円以上 97,000円未満	標準時間	19,000円	15,000円	14,500円
			短時間	18,700円	14,800円	14,300円
第5	市民税均等割の課税世帯であって、市民税所得割の額が右の区分に該当する世帯（第1階層を除く。）	97,000円以上 169,000円未満	標準時間	30,000円	22,500円	20,000円
			短時間	29,500円	22,200円	19,700円
第6	市民税均等割の課税世帯であって、市民税所得割の額が右の区分に該当する世帯（第1階層を除く。）	169,000円以上 235,000円未満	標準時間	40,000円	27,500円	23,500円
			短時間	39,400円	27,100円	23,100円
第7	市民税均等割の課税世帯であって、市民税所得割の額が右の区分に該当する世帯（第1階層を除く。）	235,000円以上 301,000円未満	標準時間	46,000円	27,500円	23,500円
			短時間	45,300円	27,100円	23,100円
第8	市民税均等割の課税世帯であって、市民税所得割の額が右の区分に該当する世帯（第1階層を除く。）	301,000円以上	標準時間	58,000円	33,000円	27,000円
			短時間	57,100円	32,500円	26,600円

備考

- この表において「市民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市民税をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7、第314条の8並びに附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用

しないものとする。

2 この表において「標準時間」とは、最長11時間の利用時間をいい、「短時間」とは、最長8時間の利用時間をいう。

3 保育料の額は、当該年度（4月から8月までの分については、前年度）の市民税の額から算定するものとする。

4 入所児童の属する世帯が次に掲げる世帯のいずれかに該当し、かつ、次の表の階層区分の欄に掲げる階層に認定された場合における保育料の額は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次の表の保育料の金額の欄に定める額とする。

(1) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で、現に入所児童を扶養しているものの世帯

(2) 在宅障害児（者）のいる世帯 次に掲げる児（者）を有する世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児及び国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

階層区分		保育料の金額	
		3歳児未満の場合	3歳児又は4歳以上児の場合
第2階層	標準時間	0円	0円
	短時間	0円	0円
第3階層	標準時間	8,000円	6,000円
	短時間	7,900円	5,900円

5 第2階層から第8階層までの世帯であって、入所児童が2人以上ある場合又は入所児童以外に幼稚園等（次に掲げる施設をいう。以下同じ。）に通い、若しくは児童発達支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）若しくは医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。以下同じ。）を利用する児童がある場合における当該入所児童に係る保育料の額は、次の表の左欄に掲げる児童のうち入所児童について、同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄により計算して得た額（10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とする。この場合において、入所児童の属する世帯が4に掲げる世帯に該当する場合における第2階層及び第3階層に係る保育料の額の計算については、同表の右欄中「保育料の額の月額」とあるのは、「4により算定した当該階層の保育料の額の月額」とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第7条第1項に規定する認定こども園
- (3) 学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校幼稚部
- (4) 児童福祉法第7条第1項に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部

ア 入所児童又は幼稚園等に通い、若しくは児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用する児童（以下「入所児童等」という。）のうち、その出生の最も早いもの	保育料の額の月額に100分の100を乗じて得た額
イ ア以外の入所児童等のうち、その出生の最も早いもの	保育料の額の月額に100分の50を乗じて得た額
ウ 上記以外の入所児童等	0円

6 月の途中の入所又は退所をした場合における保育料の額は、次のとおりとする。

- (1) 月の途中における入所の場合 保育料の額の月額に入所日から当該入所日の属する月の月末までにおける開所日数（25日を超える場合は25日）を乗じて得た額を25で除して得た額（10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額。次号において同じ。）
- (2) 月の途中における退所の場合 保育料の額の月額に退所日の前日までの開所日数（25日を超える場合は25日）を乗じて得た額を25で除して得た額

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

